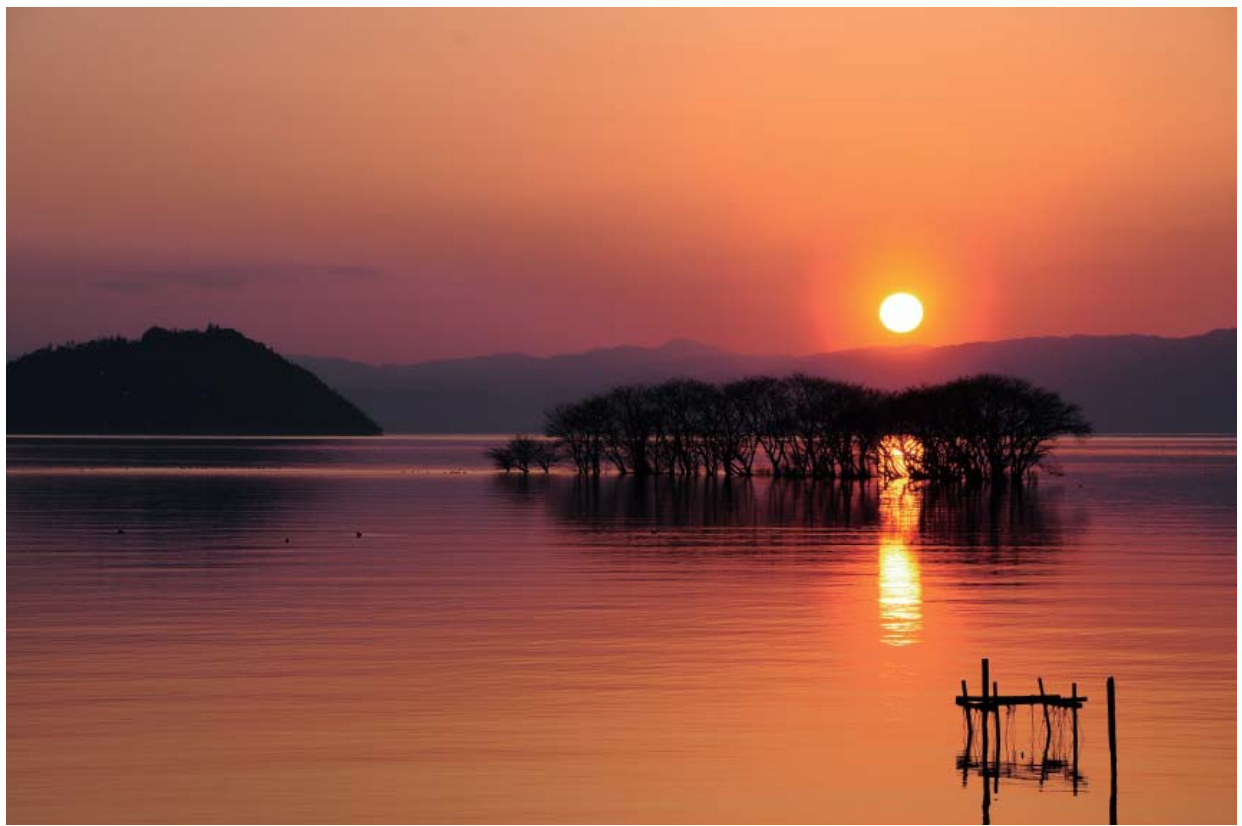


福 井 県 医 師 会

だより

第604号 平成23年(2011)10月



夕 輝 鯖江市 清水 元博

表紙写真説明：夕 輝

鯖江市 清水 元博

夕日に映える琵琶湖湖畔の風景です。赤く燃えた夕空と湖面への写り込み、シルエット状に浮かび上がる竹生島や群生するブッシュなどが大変印象的でした。

## 醫 縫 録

# 開業医の独り言

大野市医師会長 山 川 秀



(震災後間もない時期に書きましたので、現状にそぐわない点もあると思います。)

最初に、東日本大震災及びその関連災害により犠牲となられた方々に対し、心より哀悼の意を捧げますとともに、被災された方々に対しましても心よりお見舞い申し上げます。また、医療関係者の方々にも多大なる被害が及んでおり、皆様が一日も早くお元気になられます事を願わずにはられません。

去る3月17日、日本医師会より県医師会を通じてJMAT活動に参加してほしい旨のFAXが届きました。参加する医師は、食料品、水、ガソリン等、身の回り品を含めて自給自足を覚悟の上参加するとともに、被災地での必要物資も同時に搬送してほしい、との内容でした。これを受け、私自身も参加するつもりで、まずは防寒用寝袋が必要と考え、早速ホームセンターに赴きましたが、既に売り切れて、店長に聞けば、自衛隊が全て買い占めていった、との返答。他店にも行ってみましたが、やはり子供の寝袋ばかりで、大人用は皆無でした。ここで先ず出鼻をくじかれた感がありましたが、次に心に浮かんだ事は、「もし、自分(一人開業医)が参加した場合、4日程度の短期間とはいえ、その間に来院した患者さんにはどのように対応すればよいのか?」という問題でした。休診にして出動しても、「薬がなくなったからもらえないか?」、「先生が不在ならばどうしたらいいのか?」等の用件で来院、又は電話での問い合わせ等が必ず多数あるはずで、勿論、連携医療機関に重点的に協力をお願いして対応していただくことにもなりますが、それでもどうしても当院で対応してほしいという患者さんも必ずおられるものです。

無診察での投薬は違法であります。当院では日常診療において、4週間以上の長期処方を希望される患者さんがたまにおられますが、これは4週間以上という長い期間診察しないで薬を出し続けるという一種の無診察投薬になるのではないかと私

は考え、患者さんの服用状態にもよりますが、当院では極力2週間までの処方には抑えるようにしております。しかし厚労省は、JMAT等の医師不在期間については事前に長期処方に対応するように、との指示をしてくることでしょうが、今回のような非常時には、そのように事前にかつ正確に出動期間が確定できるわけでもなく、全て事前の長期処方での対応は困難であると考えます。

他にも種々の問題が発生してくるだろうと思われませんが、ここは国家の一大事、国民の命を守るという一点に集中しなければなりません。例えば、特別な短期間の出動中に限っては、面接診療投薬という基本を踏襲しなくてもその患者さんの状態が把握できていればdo処方はやむを得ず、と超法規的かつ弾力的に考えて下されば、本来の仕事を犠牲にしても是非ともJMATに参加して、被災者のお役に立ちたいと希望している一人開業医も少なくないのではないかと思います。今後何が起こるかもわからない情勢の昨今、一人開業医にも出動しやすい環境を積極的に作ってほしいものです(しかしながら一方で、私のような老体が参加するとかえって足手まといになり、逆に救助される立場になってしまいますよ、と囁かれてしまうかもしれません)。

緊急時には、被災された地元県医師会、日本医師会、厚労省との連携の下、指揮系統を整理し、必要な支援を必要な時に必要な地域に届けるために、現在の医療のニーズとのマッチングを行いながら、迅速な調整が必要になってくると思われま。いずれにしても、国家存立の基本である教育、医療、軍事力の3本柱の崩れを早急に回復させなければならないと強く感じています。